

2月28日（第1日）

2月28日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	野崎剛睦
18番	山根啓志		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	塚田秀也	総務部長	山本修司
市民生活部長	山田淳	福祉保健部長	峰崎竜昌
産業部長	長原和哉	土木建築部長	木村成弘
企画部長	渡辺高久	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	岡野数正
消防長	丸石正男	企業局長	前政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	前田憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について
日程第5	報告第2号 専決処分の報告について(江田島庁舎耐震補強及び改修工事(建築)請負契約の変更について)
日程第6	報告第3号 専決処分の報告について(認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事(建築)請負契約の変更について)
日程第7	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第 9 議案第 13 号 江田島市公共施設整備基金条例案について
- 日程第 10 議案第 14 号 江田島市犯罪被害者等支援条例案について
- 日程第 11 議案第 15 号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 諮問第 16 号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 17 号 江田島市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 18 号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 19 号 江田島市税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 20 号 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 21 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 22 号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 19 議案第 23 号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 20 議案第 24 号 土地の取得について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまから平成29年第1回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員は17名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆さんおはようございます。本日ここに、議員各位の御参集をお願い申し上げ、平成29年第1回江田島市議会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、諸般の事業がおおむね順調に進展しておりますこと、深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様には、早朝からの定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼申し上げます。

さて、先週の土曜日2月25日、能美町中町に島の病院おおたにが竣工いたしました。江田島市をリハビリテーションアイランドにし、江田島に行ったら心も体も元気になる、そんな島にしたいという思いで建設されたと伺いました。

私の思い、江田島市を健康寿命日本一の町にしたいという思いとも相通ずるものがあり、市内の医療、介護の関係者を初め、市民の皆様と一緒に努力をして実現をしていきたいと思っております。

また、昨日、キュウリ栽培を江田島の地で学びたいという江田島市新規就農研修生2名に辞令を交付させていただきました。二家族6名の市民がふえることになりました。大変喜ばしいことであります。将来的には、江田島の地で農業を経営されたいとのことで、市としても全面的に支援をまいります。

市長に就任をさせていただき、3カ月を迎えようとしております。さまざまな方とお会いし、江田島市についてイメージを伺うこともあります。改めて、江田島市は、恵み多き島と意識をしております。企業誘致や交流人口をふやすためにも、もっともっと江田島のイメージをアップし、シティーセールスに取り組むことが重要だと強く思っております。

議員各位におかれましても、今後ともさらなる御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、この定例会に提出しております議案は、私の市長就任後、初めての予算となります「ワクワクする未来を創る」平成29年度の当初予算案や、江田島市公共施設整備

基金条例案の制定など、市政の重要案件について御審議をお願いするものでございます。何とぞ活発な議論とともに、慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、昨年12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、9項目報告を申し上げます。

まず、第1点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月8日農村環境改善センターで、江田島市成人式を開催しました。式典には、新成人を初め、家族、来賓等を含む、約250人の参加がありました。

成人式運営委員の活躍のほか、声優の佐久間レイさん、バイオリニストの岡田邦子さん、ピアニストの中嶋譲治さんによる記念公演により、充実した成人式とすることができ、新成人の新たな門出を祝うことができました。

2点目が、体験型修学旅行等についてでございます。

1月10日から12日までの3日間、横浜市の桐蔭学院中学校の生徒234人が、今年度最後の体験型修学旅行として本市に滞在しました。

生徒たちは、本市の豊かな自然の中で、魚釣り、農業等の家業体験を行い、民泊受け入れ家庭の皆様と交流を深めました。今年度は、体験型修学旅行として、県外の中学校9校及び高等学校8校と、「山、海、島」体験活動として、県内の小学校4校の2,408人の児童・生徒を受け入れました。

今後もこの事業を通じて、交流人口の増加を図り、農業及び漁業の活性化や、活気ある地域づくりを推進することはもとより、全国に江田島ファンを拡大することができるよう取り組んでまいります。

3点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月15日、積雪のため、能美運動公園からスポーツセンターに場所を変更して、江田島市消防出初式を開催しました。

当日は、約100人の市民及び来賓が参観する中、消防団員350人が参加し、厳粛に式典を行いました。

今後も市民の付託に応え、施設整備及び消防力の強化に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

4点目が、ドライブレコーダーの活用に関する協定の締結についてでございます。

2月1日、江田島警察署で、江田島市防犯連合会、一般社団法人広島県タクシー協会江能支部、江田島警察署及び江田島市4「者」でドライブレコーダーの活用に関する協定を締結しました。

この協定は、安全で安心なまちづくりを目的に、江田島市防犯連合会が、広島県タクシー協会江能支部へドライブレコーダーを貸与し、犯罪発生、行方不明者等の事案が発生した場合に、警察署が録画された映像を活用することができるものです。

この協定を広く周知することにより、犯罪、交通事故等の抑止につなげてまいります。

5点目が、江田島市カキ祭等についてでございます。

2月5日、江田島町小用みなと公園で、江田島市カキ祭り及び中晩柑類展示品評会が開催されました。当日は、約4,000人の来場があり、焼きガキやカキのバター炒め

の試食、農水産品の販売に長い行列ができ、旬の味覚を味わっていただきました。

また、ステージでは、フォトコンテスト表彰式、市民参加型ゲーム、大道芸人れもんさんによるパフォーマンスも行われ、大変盛り上がりました。

毎年同時開催している中晩柑類展示品評会には、デコポンやネーブルなど、143点の出品があり、優秀作品の表彰後には、即売会が行われました。

ことしも宮城県気仙沼市の水産振興に伴う募金活動が企画され、昨年より1万9,039円多い12万7,367円の寄附金が集まりました。御協力いただいた関係機関、団体の皆様に感謝申し上げます。

6点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

2月11日、12日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の「江田島かきまつり」を開催しました。このイベントは、広島市内で江田島産カキや、特産品をPRするもので、今シーズン一番の寒さと言われる中、広島市近郊から、2日間で約4,000人の来場がありました。会場では、焼きガキを初め、カキを使ったメニューが好評を博したほか、鮮魚、かんきつ類、野菜等のブースにも行列ができました。

今後も、カキを初めとする特産品のPRに積極的に取り組んでまいります。

7点目が、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月26日、沖美町の砲台山で、林野火災防ぎょ消防大訓練を実施しました。

この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となるため、初動体制及び各防災関係機関相互との連携協力体制の確立を目的としたものであります。

当日は、消防本部、消防団、広島市消防航空隊、江田島警察署、海上自衛隊及び在日米陸軍の6機関、車両25台、ヘリ1機、人員110人が、訓練に参加しました。

これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

8点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席しました。

最後に9点目、工事請負契約の締結についてでございます。別紙2のとおり契約をいたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による監査の結果及び意見の報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年11月及び平成28年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 花野伸二議員、6番 浜先秀二議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第1号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第1号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、第35条第1項の規定による江田島市国民保護計画を変更しましたので、同条第8項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、危機管理監から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） それでは、報告第1号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について説明いたします。

参考資料として、議案2ページに江田島市国民保護計画の変更の概要を、次、3ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の抜粋を、そして、4ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、施行令の抜粋を添付しております。

それでは、議案2ページ、江田島市国民保護計画の変更の概要をごらんください。

まず、1の変更の経緯について説明をいたします。

江田島市国民保護計画とは、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するために、市の責務や住民の保護等の措置を定めたものです。

今回の変更は、市役所本庁の移転に伴う対策本部設置施設の変更等、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第5条に規定されている軽微な変

更となっております。

続いて、2の主な変更内容について説明をいたします。

(1)の市役所本庁の移転に伴う項目として、平成28年8月1日の市役所本庁移転に伴い、市対策本部設置施設を大柿町大原の本庁舎を原則設置施設とし、能美町中町の能美支所を代替施設と変更をいたしました。

(2)の組織変更に伴う項目として、平成28年4月1日の組織再編に伴い、業務担当部課を変更しております。

(3)の字句及び数値の修正については、広島県国民保護計画との字句の整合と、平成27年度国勢調査に基づく数値等に変更をいたしました。また、後日変更後の計画を製本の後、全議員に配付させていただきます。さらに、市民の皆様にも広報誌等により周知をしてまいりたいと考えております。

以上で、江田島市国民保護計画の変更の報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（山根啓志君） この際、日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の変更について）及び日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の変更について）の2議案を一括議案といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました報告第2号及び報告第3号についてでございます。

最初に議案書5ページ、報告第2号 専決処分の報告について（江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づきまして、江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、議案書9ページ、報告第3号 専決処分の報告について（認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づきまして、認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の変更について、専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 報告第2号及び報告第3号の専決処分の内容について説

明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第2号 江田島庁舎耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の変更についてでございます。

本契約は、平成28年5月12日に1億4,785万2,000円で、契約同意の議決をいただきました。その後、平成28年11月臨時会におきまして、同年11月24日付で、1億6,994万8,800円に変更契約同意の議決をいただきました。

今回、これを1の専決処分の内容のとおり、契約金額の変更としまして、1億7,071万2,360円にするものでございます。

2、専決処分年月日は、平成29年2月13日でございます。

7ページをお願いいたします。

参考資料により変更内容について説明いたします。

各項目ごとに、契約の目的、契約金額、契約の相手方及び工期について、変更前、変更後の内容をお示ししています。

2の契約金額を変更した以外には、目的、相手方、工期について変更はございません。

変更の理由でございますが、既存施設の補修等の追加としまして、格子戸の取り付けや、天井点検口の追加、壁紙の補修などを行ったものでございます。

なお、6ページには、専決処分書を添付させていただいております。

続きまして、報告第3号の専決処分の内容について説明をいたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

認定こども園おおがき増築及び大規模改修工事（建築）請負契約の変更についてでございます。

本契約は、平成28年5月臨時会におきまして、1億8,846万円で契約同意の議決をいただきました。今回これを、1、の専決処分の内容のとおり、契約金額の変更としまして、1億9,278万2,160円に変更するものでございます。

2、専決処分年月日は、平成29年2月13日です。

11ページをお願いいたします。

参考資料により、変更内容について説明をいたします。各項目ごとに契約の目的、契約金額、契約の相手方及び工期について、変更前、変更後の内容をお示ししております。

2の契約金額を変更した以外には、目的、相手方、工期について変更はございません。

変更の理由でございますが、追加工事等を行うためのもので、追加工事等の主なものは、複合遊具のグレードアップや、砂場の追加、フェンスの追加などの外構の変更や、外壁等修繕箇所の増加、保育室に係る園児の安全対策のためのものでございます。

なお、10ページに専決処分書を添付させていただいております。

以上で、報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第2号及び報告第3号の報告を終わります。

日程第7 諮問第1号及び日程第8 諮問第2号

○議長（山根啓志君） この際、日程第7、諮問第1号及び日程第8、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号についてでございます。

最初に議案書13ページ、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

平成27年6月30日で任期満了となり、後任が委嘱されるまで任期が延長されている平元勝一さんの後任として、次の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市大柿町大原〇〇〇〇番地〇、氏名が倉田 淳さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、61歳でございます。倉田さんは、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について、理解のある方でございます。

続きまして、議案書15ページ、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

平成28年12月31日で任期満了となり、後任が委嘱されるまで、任期が延長されている福永朝男さんの後任として、次の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が江田島市能美町高田〇〇〇〇番地、氏名が下田 満さんで、昭和〇〇年〇〇月〇日生まれ、68歳でございます。下田さんは、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2議案はこと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、倉田 淳氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、倉田 淳氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、下田 満氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、下田 満氏を適任とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時29分)

(再開 10時45分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第13号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第13号 江田島市公共施設整備基金条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第13号 江田島市公共施設整備基金条例案についてでございます。

江田島市が所有する公共施設の整備等に必要な経費に充てるため、江田島市公共施設整備基金を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 議案第13号について説明いたします。

本議案につきましては、主に平成26年12月に策定をいたしました、公共施設のあり方に関する基本方針及び庁舎整備ガイドラインに基づく取り組みとしまして、安全な公共施設と健全な財政運営を次世代に引き継ぐため、将来の施設整備資金の確保を図る目的で、基金設置しようとするものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

条例の内容につきましては、第1条に設置としまして、江田島市が所有する公共施設(公用または公共の用に供する施設並びに船舶をいう。)の整備等に必要な経費に充てるため、江田島市公共施設整備基金を設置するとこの目的を規定しており、第2条以下に本市の他の基金条例と同様に、積み立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用及び相殺のための取り崩しについての規定を定めており、議案書21ページをお願いいたします。

第8条を委任とし、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） この基金条例案については、目的基金ということで、これを定める場合には、ある程度今後何年間でいかほど積み立てる予定なのかということが必要だろうと思うんです。それについてお聞かせください。

それと、公共施設と言っておられますので、いろんな施設があると思うんですが、当然、本市には交通船事業もありますし、またロッジ等のこともありますし、そこらあたりの何を目的としてというところをお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 基金の目的額についてと、どのような施設にという2点のお尋ねであったかと思えます。基金の目的額につきましては、現在、本市では公共施設の総合管理計画を策定中でございます。

これは、公共施設ほか、インフラ施設など、全ての公共施設などを今後40年間どのように維持管理していくかの目的を定めるための計画でございますが、この計画の策定状況と合わせながら今後財政状況も鑑みて目的額については定めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目のどのような施設を想定しておるかという御質問でございましたが、現在、市にございます公共施設の多くは、1970年代に建てられたものが多いございまして、ほぼ築40年を経過しており、旧耐震の建物が多うございます。例えば、大柿公民館は1978年築で築39年、今回、改修工事を施しましたこの江田島支所におきましても、1976年築で築41年が経過しております。また、来年度工事を施します能美市民センターにおきましても、1979年築で築38年が経過しておりますので、このように、今後も市民生活を支える上で大切な施設であります大柿公民館でありますとか、江田島支所、また能美支所、そのような基幹施設が築40年をほぼ迎えておることから、このような施設の改修などに主に備えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 額については、今後考えていきたいということでございました。この基金については、私も大変必要な重要な基金だろうと思えます。ただ、財政調整基金、また減債基金、一般財源基金との取り合わせと申しますか、そこらの関係をよくよく考えて、過度にこの基金に積み立てるといふことは考えていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 一つ懸念する点があるんですけど、基金をつくることはええとしても、入ってくる金が決まるとるわけなんじゃから、それをこっちに持っていか、こっちに持っていかだけになるんですよ。そうすると、確かにインフラ整備をせにゃいけん。そうすると、それに向かって基金を積み立てる。そうするとどれかの事業が、ほかの事業が犠牲になるのではないかと思うんです。その辺を何か考えとるとは思うんですが。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほど、酒永議員に御指摘いただいた内容と重なる部分があるかと思いますが、現在、市で大きいものとして考えておりますのは、能美庁舎でありますとか、江田島庁舎でありますとか、大柿公民館でありますとか、あと申しおくれましたが、船などもございます。船についても、それぞれ3隻の船が二十数年を既に経過しておりますので、船の寿命が約30年というふうに言われております。これ1隻新造しますと4億ぐらいかかりますので、このような市民の皆さんの生活を守るために、基幹的なものについては、計画的に積み立てておく必要があるかと思っておりますので、過度の積み立てをするということではございませんが、財政状況を鑑みながら、計画的な積み立ては行っておく必要があるかと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

○議長（山根啓志君） 日程第10、議案第14号 江田島市犯罪被害者等支援条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま上程されました議案第14号 江田島市犯罪被害者等支援条例案についてでございます。

犯罪被害者等の立場に立った支援を行うための施策に係る基本的事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君）　　山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君）　　それでは、議案第14号 江田島市犯罪被害者等支援条例案について説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

内容については、23ページから28ページに今回制定します条文を記載し、29ページに参考資料を添付しております。まず、29ページの参考資料により説明いたします。

1、制定の趣旨でございますが、平成17年4月1日に施行されました犯罪被害者等基本法の理念に沿って、犯罪被害者等の立場に立った支援を行うための施策に係る基本的事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、条例を制定するものでございます。

2、条例の内容でございますが、犯罪被害者及びその家族、または遺族の支援についての基本理念並びに犯罪被害者等に対する市民及び事業者の責務を定めるほか、（1）相談及び情報の提供から、（6）犯罪被害者見舞金の支給まで、犯罪被害者等を支援する施策を定めております。

（6）犯罪被害者見舞金の支給でございますが、国の支援策として、犯罪被害者給付制度があるものの、申請から給付まで少なくとも1カ月以上を要するほか、犯罪被害による配偶者の死亡、就業困難、転居等、当座の資金が必要となる場合が想定されるため、犯罪被害直後の迅速な支援を行う目的で、ア、遺族見舞金として30万円、イ、傷害見舞金として10万円の犯罪被害者等見舞金を支給いたします。

23ページをお願いいたします。

第1条に目的、第2条で用語の定義、第3条で基本理念、次のページをお願いいたします。

第4条で市の責務、第5条で市民及び事業者の責務を規定し、24ページから27ページにかけて、第6条から第17条で犯罪被害者等を支援する施策を定めております。

第18条で支援を行わないことができる場合として、例外規定を、次のページをお願いいたします。

第19条で見舞金の支給手続について、規則で定める旨、委任規定を定めております。

附則において、施行期日を平成29年4月1日とすること、適用区分としてこの条例の施行日以後に行われた犯罪行為を対象とすることを規定しております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 犯罪等の定義の中で、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうと、いわゆる、この準ずるという範囲ですよね、例えば、ストーカーですか、あるいは近隣とのトラブル、廃屋が家のほうへ来て被害を受けるとか、こういったもんも含まれるのかどうか、この準ずるという範囲を教えていただけたらと思います。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） ストーカー行為等もこの中身に含まれます。ただ、家族間の犯罪行為については、この支援の対象外としておりますので、そういったものは支援の対象となってまいりません。

犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と申しますと、犯罪とまでは言えないけれども、それに類似するような同様な行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為というふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） ちょっとようわからんのですが、例えばの例を具体的に示していただいたら私らもわかるんですが、どうでしょうか。

ストーカーはもちろん入るよということであっていいですよ。

具体的に例で示していただくようなことはできんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 例示をとということなんですけど、なかなか難しいこととございます。犯罪とは個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他、刑罰法規の規定により、刑罰を重ねる行為ということになっております。

準ずる行為というのは、この犯罪とまでは言えないが、それに類似するような行為によって、被害をこうむった場合というところで考えております。例示については、ちょっとお示しすることが困難でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 要は、そういった市民からこれは犯罪じゃないのかなというようなことがあれば、市民生活部のほうへ相談に行けばいいと、いうことでよろしんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 本件は、主に相談窓口を明示するという趣旨の一つにしております。人権推進課のほうで、今回犯罪被害者等の支援に当たる窓口ということになってまいります。人権推進課のほうに相談窓口である旨を表示し、広報等も十分に行いまして、支援を求める方の相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

片平議員

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっとお尋ねします。きょうの中国新聞に、多分部長見られたと思うんですが、性暴力被害支援のヒントというのが出とるんですよ。ちょっと読ませていただきますと、広島県は2017年度、性暴力に遭った被害者が相談や治療、捜査などの総合支援を1カ所で受けられる性被害ワンストップセンターの本格的な運用を目指すと、現在は試験段階で、県の委託を受けた民間団体が相談に応じてると、被害者に役立つセンターとはいうような出とるんですが、これとの関連で言えば、この条例はどのようなふうになるんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） なかなか表に出しにくい、相談しにくい性犯罪については、これは、前提としては、犯罪というように形で警察に届け出をしたものが対象ということにしておりますけども、性犯罪につきましては、そういった犯罪でなくても、この条例の対象とすることとしております。相談窓口、民間の団体も関係機関との連携ということはこの条例のほうでうたっておりますけども、そういった民間の団体でその被害者支援に当たっておられる団体とも連携しながら、江田島市のほうでは、相談窓口があるから情報の提供なり、相談なりしたらどうですかということその団体のほうでも御紹介いただけるような、綿密な連携に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありますか。

16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） いわゆる市役所が警察の業務にかかわるようなところがあるんで、担当の人は相当法律の勉強とかしてやらないとできないと思うんですが。その辺はしっかり勉強した人が担当するんですか。どうなんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） これもこの条例が成立いたしましたら、職員研修につきましても十分に積ませていただいて、被害者の心に寄り添うというような支援につながればと、そういった運用に努めてまいりたいと思います。

警察のほうからの情報提供という、犯罪被害があったかどうかということについては、被害届を出されて、犯罪というところになってくるわけでございますけども、その部分について、把握の部分については、警察のほうとも連携を十分にとり、警察のほうには専門官がおられますんで、そちらのほうの指導もいただきながら、当初はその対応してまいりようなことになってくるだろうと思います。

ただ、職員のスキルアップということは、市民の心に寄り添う支援ということにつなげるためには、制度についても十分勉強する必要がございますし、研修も積んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 卵が先か鶏が先かみたいな話になってますが、この議案を出してるからには、ある程度そこらも確立してやらないといかがなものかなと思います。警察に教えてもらいながらやるとかいう考えのもとで、そんなん出したんじゃないかなと思います。しっかりときちんと整備をして、しっかり通りましたら、やっていただきたいと思います。要望して終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 1点だけ、近隣の市町で、この条例ですね、こういうのはどの程度、江田島はほかの近隣の市町の条例の制定状況を簡単に教えていただきたいと思っています。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 平成28年4月1日現在でございますけども、広島県内では呉市のほうが条例制定をしております。昨年の12月議会で、府中市のほうが1月施行で条例を制定をしております。29年4月の施行を目指して、大竹市、安芸高田市、そして本市のほうが3月議会のほうで制定を目指す、というような動きになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 第11条で、死亡し、または傷害として（全治1カ月以上の加療を要する）と（医師または歯科医師が診断したものに限る。）とされております。それと、犯罪行為ということで、それを認定する場合には、当然警察で立件をして、その立件した犯罪に対して起こった死亡案件、傷害案件ということ、それと、それに限って診断書の提出は必ずということで、そこらあたりは警察との連携、必ず警察が上に立っておらなくてはこれはわからないことですよ、ですから、まず犯罪案件として立件されないものについては、対象外ということでよろしいんですよ。お聞きします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 一応犯罪案件として立件されたものが対象と、議員御指摘のとおりでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、性犯罪、なかなか相談がかけにくい性犯罪、これは、警察にも届け出がされないケースもございます。これについては、事情を考慮しながら、対象にしていくというようなところでございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） それは、大変難しいことだろうと思いますよ。それは、例えばDVにしても、そういう性犯罪行為にしても、それらはまずもって犯罪被害者ということがあります。警察に届けてないものを対象にするということは、それが犯罪であるかどうかというのは市が認定をしていかにゃいけん、市が調査していかにゃいけんことになると、とてもではないが、これは難しいものじゃないかと思いますが、そこらあたりはどのようにお考えですか。

私は、やっぱり警察で犯罪行為として立件されたものを最前提としてやっぱり考える

べきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 基本的には議員御指摘のとおり、警察署長に被害者届を提出しているなど、犯罪等により被害をこうむったことが客観的に確認できるものに限らせていただきます。ただ、被害届すら出すことができないことが多いと指摘されており、性犯罪の場合には、支援の観点から被害届の提出がなくても支援の対象にしたいと、このように考えております。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 広げるということは、市民にとってはありがたいということになるわけですが、いわゆる個人情報の保護の観点、それと、どうしても公費を使って支出をするものでございますから、この根拠が必ず必要になってくるということになると思うので、そこらあたりは十分注意をされて、これを運用していただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 御指摘のように、個人情報の保護、これには十分、十二分に注意をいたしまして運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 5 号及び日程第 1 2 議案第 1 6 号

○議長（山根啓志君） この際、日程第 1 1、議案第 1 5 号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第 1 2、議案第 1 6 号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についての 2 議案を一括議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま、一括上程されました議案第15号及び議案第16号についてでございます。

最初に議案書30ページ、議案第15号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律、及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書40ページ、議案第16号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君）　　山本総務部長。

○総務部長（山本修司君）　　議案第15号及び第16号について説明をいたします。

議案第15号及び第16号の一部改正等を行う二つの条例案について、初めに主な改正内容を説明させていただき、その後、各条文の説明をさせていただきます。

議案書47ページの参考資料をごらんください。

本定例会に上程しております第15号及び第16号議案の二つの議案は、いずれも働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるためのものでございますが、人事院勧告に基づく法律改正に基づくものであるため、参考資料を1つに取りまとめ、議案関連部分を抜粋して説明をさせていただきます。

まず、今回、一部改正を行う条例の名称は、縦2に示した次の4条例でございます。

（1）江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

（2）江田島市職員の育児休業等に関する条例、そして、下点線の四角囲みにしております（1）の附則により改正を行おうとする江田島市一般職の職員の給与に関する条例、江田島市企業職員の給与の種類及び基準に関する4条例でございます。

人事院勧告等に基づきます育児支援、介護支援の主な改正の内容は、縦3に示しております黒四角の3点でございます。

まず1点目は、介護休暇の分割取得です。制度が拡充され、現行では1回のみ介護休暇について、3回まで分割して取得できることとするものでございます。

点線の四角囲みにございますように、現行では、6カ月以内1回限りのものが、改正後は通算で6カ月以内の3回まで分割可能となります。

2点目は、介護時間の新設です。新しい制度として、介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設けるものです。

3点目は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しです。制度を拡充するもので、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親

に委託されている子などを加えるものです。

米印に示しておりますとおり、特別養子縁組の監護期間とは、民法に基づきます特別養子縁組を成立するために必要な、監護期間を言い、養子縁組里親とは、将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託のことを言います。

4として、これらの施行期日は、交付の日から施行することとしておりますが、児童福祉法の一部改正に係る養子縁組里親の規定に関する部分は、この施行期日と合わせ、平成29年4月1日からとしております。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例としまして、先ほど説明いたしました3点の改正について、まず、改正条文第1条において、子の範囲の拡大と介護時間の新設及び介護休暇の分割取得を規定し、議案書33ページをお願いいたします。

このページの中ほどにございます第2条におきまして、平成29年4月1日から施行となります児童福祉法の一部改正を反映した養子縁組里親の規定に基づく改正をしております。

附則としまして、施行期日は、交付の日から施行することとし、ただし、第2条につきましては、平成29年4月1日から施行するとしております。

附則の第2項におきましては、江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、介護時間の規定をこれに加え、第3項において、江田島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することとして、このページ下段から34ページにかけまして、介護時間の分割取得及び介護時間の新設について改正をしております。

第4項では、改正前の条例により、介護休暇の承認を受けた職員に対する経過措置の定めをしております。

議案書の35ページから37ページには、第1条による改正案の新旧対照表を、37ページから39ページには、第2条及び附則第2項並びに第3項による改正案の新旧対照表を添付しております。

続いて、議案第16号についてでございます。

議案書41ページをお願いします。

先ほど、参考資料において説明いたしました改正3点のうち、本議案では、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに関する改正を行っております。

制度の拡充により、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるものでございます。

江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をする条例として、第1条において、子の範囲の拡大による定義の追加と、字句の整理を行い、議案書42ページから43ページにかけまして、第2条において、平成29年4月1日施行となる児童福祉法の一部改正を反映した養子縁組里親の規定に基づく改正をしております。

附則として、施行期日は交付の日から施行することとし、ただし、第2条については、

平成29年4月1日から施行するものとしております。

議案書の44ページから46ページにかけまして、第1条及び第2条による改正案の新旧対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で議案第15号及び議案第16号の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますけど、参考資料のところで、今まで6カ月以内に1回ということは、6カ月間休んでもよかったということなんかどうか、それはまあええんじゃないけど、その次の今度変わった分で、6カ月以内に3回まで分割が可になるとるんじゃないけど、例えば1カ月、1カ月、3回とってもええんか、2カ月、2カ月で6回とってもええんか、その辺がどうもこれ読むとちょっとわかりにくいんですよ。それと、ついでにじゃけど、これは、介護休暇、今度介護時間いうんができたみたいなんじゃけど、この介護時間というのは、連続する3年間の間に、1日に2時間の休暇になるとるんですけどね、そうすると、毎日ずっと3年間、2時間ずつとってもええんか、1年間でないとだめなんか、これ読むとどうもわかりにくいんですよ。このへんを一つわかりやすく説明してください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） まず、前提として御説明しておきたいのは、介護休暇、介護時間とも無給でございます。ですから、年休ではございません。無給となる休暇ということをもつて説明をさせていただきます。

次に、片平議員からの御質問でございますが、6カ月以内1回限り、1人の方について1回限りの休暇でございますので、現行でありますと1カ月1回とってしまうと、あととはとれないということになるんですけども、制度が改正されまして、6カ月以内3回まで分割取得ということでありますので、1カ月とりました。同じ方について、またもう少し時間が経過して、また1カ月とりました。3回目で3カ月とりました、2カ月とりましたというように、6カ月の以内であれば、3回分割してとることができるということです。これまでは、1人の方について、半年の間で1回しかとることができませんでしたので、最初に1回1カ月だけとってしまうと、もう次はとれなかったというのが半年の間であれば、分割して3回までとることができるようになったというものでございます。

次に、介護時間でございますが、これは、議員お見込みのとおり、連続する3年の期間の中において、例えば、朝1時間介護のために休みをとる。午後の最後の時間1時間休みをとるというふうに、1日につき2時間の範囲内であれば、3年間は介護のために無給ではありますけれども、休暇時間をとることができるという制度でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 一歩前進じゃとは思いうんじゃないけど、江田島市の職員で、こ

れ新しくできるわけじゃから、過去は半年に1回しかとれんわけじゃったんだけど、利用しとる人おるんですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 過去において、この介護休暇の制度を取得した職員はおりません。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第15号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第15号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第16号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第17号 江田島市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま、上程されました議案第17号 江田島市個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君）　　山本総務部長。

○総務部長（山本修司君）　　議案第17号について説明をいたします。

本議案につきましては、マイナンバー制度運用のために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申します。の一部改正が行われましたので、これに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、本会で議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、49ページが改正条文、50ページから52ページに参考資料として、改正する条例案新旧対照表及びマイナンバー制度に伴う関係条例の改正についてを添付しております。

52ページの参考資料により説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。

まず、平成27年10月からスタートいたしましたマイナンバー制度でございますが、現在、このマイナンバー制度の取り組みは、縦2マイナンバー制度実施の流れに、年次ごとに3つのこまでお示ししておりますうち、1番右側のこま、平成29年7月からのこまの準備段階に現在移行しております。

平成29年7月から制度がスタートするものについては、3つ目のこまの下にお示ししております国・地方公共団体の行政機関間で、情報連携を開始すること、個人ごとのポータルサイトの運用が開始されることの2点でございます。

今回の改正は、この7月からの制度開始のための番号法の一部改正による条例改正でございます。番号法の一部改正の内容でございますが、縦3、条例改正の理由にお示しをしております。

平成29年7月から国や地方公共団体で情報連携が開始予定でございます。このため、番号法におきまして、特定個人情報を提供できる場合を規定する第19条に地方公共団体が条例で定める独自利用事務について、情報連携を行うことが可能となるよう第8号として追加等されますので、これに対応するため関係条例の改正を行うものでございます。

その改正の内容でございますが、縦4、条例改正の内容にお示しをしております。

関係いたします条例は、（１）江田島市個人情報保護条例及び（２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の２本でございます。

２本それぞれの条例ともに、番号法の改正に伴いまして、条ずれや号ずれの解消を行うものでございますが、内容の改正を行うものとしましては、（１）に示しております個人情報保護条例において、２点がございます。

まず、１点目にアとしまして、第２条第５号の改正で、地方自治体が条例で定める事務において、特定個人情報の情報連携が可能となりますので、情報提供等記録の定義にその旨の準用規定である番号法第２６号を追加いたします。

２点目の改正点として、イとしまして、第１８条の２の改正で、情報提供等の記録を訂正した場合の提供先として、条例事務関係情報紹介者及び条例事務関係情報提供者を追加しております。この条例事務関係情報紹介者及び条例事務関係情報提供者と申しますのは、かみ砕いて言いますと、地方自治体のことを指すというふうに読み取っていただければと思います。

改正の内容としましては、この２点でございます。

５、施行期日でございますが、番号法の一部改正に合わせ、平成２９年５月３０日としております。

議案書の４９ページをお願いします。

ただいま、説明いたしました改正内容を、それぞれ条例別に、第１条では、江田島市個人情報保護条例の一部改正を規定し、第２条では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を規定させていただいております。

附則としまして、この条例は、平成２９年５月３０日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番 片平議員。

○１０番（片平 司君） 非常にわかりにくい、説明もわかりにくいし、聞いてもようわからん。要は、番号法は今始まって１年になるんですが、どうもカードの申請は１０％で１割ぐらいしかまだ出てないわけなんですよ。なしてこういうふうになつるかいうたら、やっぱり、国民は情報の漏えいと、個人番号によって国家による管理をされるんじゃないかと、ここの２つがあるんでなかなか浸透してないというんがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどう思われます。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） マイナンバーによる国家による管理という御質問でございますが、マイナンバー法によって法の定めによって、これを使ってもよろしいですよというのが決まっております。当然のごとく市町村に対しても条例で規定してあるもの以外には使えないという形になっておって、それ以外のものに使うことができないとい

うことですので、国であれ地方公共団体であれ、それはしっかり管理して行って、情報が漏れないようにしていくということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） この7月から国、地方公共団体の行政機関間での情報の連携を開始するようになってるわけなんです。ということは、去年ですか、年金機構の個人情報で120万件ほど流出したというふうなことがあるんですが、今のICT技術で、情報が漏れいできませんよということはできんわけよ、そういうことは。絶対にどっかからやられるわけなんよ。そこを心配しとるからさっきも言うたように、国民の間でも大きな心配があるというようなそういうことじゃと思うんですよ。

私は、このマイナンバー制度には反対しとるんですが、国がやりよるわけやからどうしようもできんわけなんです、そういう点が解消されん限りは、やっぱりマイナンバーカードの申請は伸びんのんじゃないかなと思うんですよ。別に答弁はいいですけど。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） このことについて、今まで弁護士等が個人情報でいったら本籍地なんかもとることができよりましたよね、これは、このことについて、個人情報保護条例のことについても、本人が知らなくても弁護士のほうからとることができるようなことになるんですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 申しわけありません。はっきりした答弁にはならないかもしれませんが、法で定められているもの、条例で定められているもの以外については、マイナンバーをもとにとすることはできないというふうに認識しておりますので、今の形ではできないものと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほどの片平議員の御質問にも関連してまいります、参考資料見ていただきますと、平成29年の7月から個人ごとのポータルサイトの運用開始というものが始まります。この個人ごとのポータルサイトの運用開始といいますのは、例えば、山本が山本のポータルサイトにつながりますと、江田島市役所と例えば広島県庁が山本の個人情報をどのように紹介、照合し合ったかということが見てとることができる仕組みになっておりますので、情報漏えいがないように、または、誤った情報が必要のない行政機関同士で提供し合ったことがないように、山本の個人情報、個人番号がどのように守られているか、または、どのように行政機関間で利用されているかというものを自分で自分の番号を利用状況を管理するというのが個人ごとのポータルサイトの運用の開始でございます。

また、今回、個人情報保護条例を改正させていただきますが、この個人情報保護条例を改正させていただくことで、山本の個人情報が情報提供期間の中で不適切に取り扱われていけば、その停止を求めたり、または、誤った情報が提供されていたら、その訂

正を求めたりすることのために、個人情報保護条例では、個人の情報を保護するという考え方のもとで、番号法と連携を図らせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 個人情報、漏れた後というのが大変なんですよね。それを阻止するためには、いろんな形の手だてがあると思うんです。要は、こういう形が来ましたよという、当事者にとって通告制度ですかね、そういうものはできるのですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） そもそも、行政機関の間で、個人番号を用いまして、情報連携をするのは、個人が何か行政サービスを受けるために申請手続きをとる際、住民票の添付が必要なかったり、所得証明の添付が必要なかったりするために、この制度を活用させていただくということで準備をさせていただいておりますので、性善説にたつてということと言われてしまえばそれまででございますが、本人が行政サービスを受けるがために、この制度を活用するということでございますので、それによる通告というのは現在のところ想定されていないと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） なるべく個人情報が漏れないように、通告制度に取り組んでいただければ幸いに思っております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

まず、最初に反対討論からお願いいたします。

○10番（片平 司君） マイナンバー制度に対して、2つほど問題点を指摘して反対の討論とします。

一つは、国家による監視社会を招くのではないかと、マイナンバー制度が銀行口座やクレジットカード、健康保険証、戸籍などに拡大していくと、収入から資産、そして生活まで国家の管理下に置かれてしまいます。

国家によってプライバシーが侵害をされ、国民の自由が奪われていきます。

また、万一独裁的な権力が誕生した場合、治安維持や事件捜査を名目に、個人情報を調べ上げ、国民を監視することができます。

2点目は、多額の費用がかかるが効果は余り期待できない。

マイナンバー制度の導入には、約3,000億の予算が必要とも言われ、総工費が高過ぎるとされた新国立競技場を上回る費用がかかります。

しかし、数千億円単位の投資をしたとしても、補足できる税収は未知数で、投資額を

下回るという見地もあり、費用対効果が期待できないなどが監視社会を招き、個人情報流出の危険を冒してまで導入する必要などはないと思います。これをもって反対といたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 次に、賛成討論はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 私は、マイナンバー制度に伴う関係条例の改正について、賛成の立場から討論に参加をいたします。

賛成の理由でございます。

既に平成27年にこのマイナンバー法が制度実施され、平成29年の7月からは、運用が開始されます。制度は、公平公正な社会の実現、いわゆる誰でもごまかすことなく、また、公平に情報を集約、そしてそれを活用。また、それぞれの個人一人一人の利便性の向上がこれによって図られる。

行政においては、この資料にもありますように、手続が早く正確に行われる。この手続が早く正確にということは、市民の皆様一人一人がその恩恵にあずかるというものでございます。

個人情報の観点のことがございましたが、これについては、徹底的に法に基づいて管理をしていただいて、これが独裁政治等々のものに悪用されないような、私は運用をしていただければ、このマイナンバー制度に伴う関係条例の改正によって、市民はそれぞれ恩恵をこうむるものと判断をしております。

よって、私はこの条例改正について、賛成といたします。

○議長（山根啓志君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

（休憩 11時53分）

（再開 13時00分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第18号

○議長（山根啓志君） 日程第14、議案第18号 江田島市交流プラザ設置及び管

理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第18号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

沖美市民センターを設置するに当たりまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） それでは、議案第18号について説明いたします。

このたびの改正は、平成29年3月21日に沖美市民センターを開所することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書54ページから56ページに改正条文を、57ページから60ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

57ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。

まず、条例の題名について、市民センターと交流プラザを1つの条例で管理するため、江田島市市民センター等設置及び管理条例と改めます。

第1条中現行、江田島市交流プラザを、江田島市市民センター及び江田島市交流プラザと改め、以下、条例案におきまして、江田島市交流プラザを江田島市市民センター等に改める字句の整備を行っております。

第2条の見出しを設置等に改め、同条に2項を加え、行政サービス機能を備えた施設を市民センターとし、交流プラザとの違いを明確に規定しております。

次に、名称及び位置を規定する第3条の表に、名称、沖美市民センター、位置、江田島市沖美町畑995番地を追加しております。

58ページをお願いいたします。

参考資料中段の別表第6条関係については、沖美市民センターの関係部分を加え、左側の改正案のとおりに改めます。

次に、附則による改正でございます。

今回の条例改正に伴い、4つの条例について附則による改正を行います。

59ページをお願いいたします。

附則第2項により、江田島市支所出張所及び連絡所設置条例の改正を行い、江田島市沖美支所の行政サービス機能が沖美市民センターに設置されるため、現行畑358番地を畑995番地と改めます。

附則第3項による改正として、江田島市公告式条例の一部改正を行い、条例の公布を行う掲示場を支所掲示場から、市民センター及び支所の掲示場に改めます。

附則第4条による改正として、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行い、掲示場を沖美支所から沖美市民センターへ改めます。

附則第5項による改正として、江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部改正を行い、第2条の表中、沖美就業改善センターの項を削り、60ページをお願いします。別表沖美就業改善センターの表を削ります。

56ページにお戻りください。

附則第1項の施行期日につきましては、沖美市民センターの開所に合わせ、平成29年3月21日としております。

ただし、附則第5項の規定による改正後の江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の規定につきましては、年度内は施設を十分に利用していただきたいとの趣旨から、平成29年4月1日からの施行とすることとしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号

○議長（山根啓志君） 日程第15、議案第19号 江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び

地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の施行等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第19号について説明いたします。

議案書62ページをお開きください。

内容については、62ページから70ページに改正条文を、71ページから82ページに新旧対照表、83ページ、84ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

83ページの参考資料により説明いたします。

本案は消費増税が2年半延期されたことに伴う法改正等により、現行条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条による改正として、個人市民税の住宅ローン控除の適用期間を2年延長いたします。

次に、第2条による改正として、専決条例の一部を改正し、抜本法の改正に伴う軽自動車税の環境性能割制度の導入時期の延長に係る字句の整備及び減免規定の整備を行っております。

第89条種別割の減免と、第90条身体障害者等に対する種別割の減免の規定につきましては、法改正に伴うものではなく、見直しを行うものでございます。

89条は、減免できる場合を例示するよう字句を整備し、第90条では、身体障害者を対象とする年齢要件を撤廃する改正でございます。

84ページをお願いいたします。

第2条による改正として、専決条例の第1条の次に、第1条の2を追加規定いたします。

追加規定する内容は、法改正に伴う法人市民税の法人税割を引き下げる規定と、専決条例で削った部分のうち、環境性能割の関係規定について、導入時期を延長した上で再度規定するものでございます。

第34条の4、法人税割の税率につきましては、法改正に伴い、法人税割の税率を9.7%から8.4%に引き下げます。これまで、法人税割の税率は、標準税率を採用しておりましたが、引き下げを8.4%にとどめ、制限税率へ移行いたします。

実施時期は、消費税率の10%引き上げ時期に合わせ、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からとなります。

次に、附則第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例でございますが、環境性能割については、当分の間、軽自動車の取得時に県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととされており、減免につきましても、県が行うこととなります。そのために規定を整備するものでございます。

70ページをお願いいたします。

附則でこの条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） わかりやすく説明してもらいたいのは、これ61ページに提案理由のところに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法の改正となつとるんじゃないけど、この今の83ページの参考資料とか、84ページを見ると、住宅ローンを2年延ばすとか、それから、法人税を下げるとか、軽自動車の減免を行うとか書いとるんですが、それが社会保障の安定財源にどうつながるか、わかりやすく、簡単に説明してくれますか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 今回の改正につきましては、消費増税というものが2年半延長された、実施が延長されたということで、本来でありましたら、平成29年4月1日から消費税が10%の税率で課税をされるというところでも、これが2年半延期をされたというところで、既に専決条例という形で消費増税に合わせて改正する予定であった一部改正をさらに改正をするという状況でございます。

抜本改正という部分につきましては、今回の税制の見直しによりまして生じた消費増税により生じた税収増については、全て社会保障の財源に充てるということで、あらかじめ法律のほうで規定がございますので、今回の改正につきましては、既に議決をいただいた条例と同様に、社会保障の安定財源のために使われる、この社会保障の安定財源に使われる税制の抜本的な改革を行うための法律というのは、消費増税導入のための制度改正ということでございますので、なかなかお答え難しいんですけども、以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 答えも難しいが、聞くほうも難しい。

要は、消費税が上がるんが2年ほど延びたけん、ということでこれが出たということなんですか。簡単に言えば。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 消費増税があらかじめ8%に引き上げられる時期、10%に引き上げられる時期というものは、既に法律で規定がございました。経済状況を考え合わせて、10%の導入時期については、2年半延長するということが国のほうで決められております。消費増税10%導入時期、平成29年4月1日ということを目指して、地方税法の改正が行われたわけですけども、これが2年半延長されたことに伴う規定の整備を再度行うということでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 2 0 号

○議長(山根啓志君) 日程第 1 6、議案第 2 0 号 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 2 0 号 江田島市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第 2 0 号について説明いたします。

議案書 8 6 ページをお開きください。

内容については、8 6 ページに改正条文を、8 7 ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

このたびの改正は、電気事業者による再生可能エネルギー調達に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、条例第 2 条に定義として法律から引用する認定発電設備の規定が条ずれをしたということに伴う規定の整備でございます。

8 6 ページをお願いします。条例案でございます。

第 2 条第 1 号中、第 3 条第 2 項を第 2 条第 5 項に改めます。

附則におきまして、法改正が全面施行される平成 2 9 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 21 号

○議長（山根啓志君） 日程第 17、議案第 21 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 21 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

西沖集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第 21 号について説明いたします。

内容については、89 ページに改正条文を、90 ページに新旧対照表を添付しております。

89 ページをお願いいたします。

このたびの改正は、公共施設のあり方に関する第 1 次基本方針に沿って、年間利用者が特に少ない施設として、廃止についての地元との協議を経て、西沖集会所について、集会所の用途を廃止するものでございます。

江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正するということで、第 2 条の表と別表から西沖集会所の項を削除いたします。

この条例は、平成29年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号及び日程第19 議案23号

○議長（山根啓志君） この際、日程第18、議案第22号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第19、議案第23号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第22号及び議案第23号についてでございます。

最初に、議案書91ページ、議案第22号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書148ページ、議案第23号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） ただいま、一括上程されました議案第22号及び議案第23号の条例の一部を改正する条例案につきまして説明させていただきます。

まず、議案第22号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、92ページから118ページまでが改正条文、119ページから147ページまでが新旧対照表。

次に、議案第23号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、149ページから151ページまでが改正条文、152ページから156ページまでが新旧対照表となっております。

157ページと158ページに参考資料をおつけしておりますので、こちらで主な改正内容について説明させていただきます。

このたびの、2つの条例改正案は、平成27年第6回定例会におきまして、厚生労働省令の基準の改正に伴い、一部改正を上程、可決いただいたものでございますが、1の概要の四角囲みの中にごございますように、基準となる厚生労働省令が一部改正されました。

また、その下に、米印のとおり、本来の施行日であります平成28年4月1日から1年間の間は、厚生労働省令の基準とみなすことができ、このため、1年の猶予がございましたので、このたび一部改正を上程させていただくものでございます。

次に、2の改正する条例及び主な改正内容をごらんください。

議案第22号は（1）に議案第23号は158ページの（2）に主な改正内容をお示ししておりますが、全て厚生労働省令の基準のとおりに規定しております。

まず（1）議案第22号に係る主な改正内容は、表のとおり3つございます。

本条例は、要介護に認定された方へのサービスに係るものでございますが、まず1つ目、地域密着型通所介護に係る基準の創設でございます。

これまで、利用定員の多寡にかかわらず、通所介護と一くくりにされておりましたが、このたび、定員が18人以下の小規模な事業所は、新たに地域密着型介護サービスに位置づけられました。このため、このサービスに係る基準を規定するものでございます。

次に、2つ目、療養通所介護における地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設でございます。

こちらにも1つ目と同様に、地域密着型介護サービスに位置づけられたため、1つ目の地域密着型通所介護の一つとして、サービスに係る基準を規定するものでございます。

次に3つ目、認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置でございます。

こちらは、このサービスはもともと地域密着型のサービスの一つでしたが、これまで規定の中で地域との交流を図るという規定でございました。しかし、このたび新設されました地域密着型通所介護と同じ通所介護となりますので、これと同様に運営推進会議の設置を義務づけるものでございます。

では、158ページをお開きください。

(2) 議案第23号に係る主な改正内容につきまして説明いたします。

本条例は、要支援に認定された方などへのサービスに係るものでございます。

前のページの3つ目になりますけれども、認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置の義務化について、説明させていただいたところですが、介護予防に係る認知症対応型通所介護につきましても、これと同様に運営推進会議の設置を義務づけるものでございます。

また、主な改正のほかに、その下の米印のとおり、(1)、(2)、議案第22号、議案第23号につきまして、引用する広島県の定める基準条例や、字句などの見直しを行っております。

なお、2つの条例案とも、それぞれの改正条文の最後でございます附則によりまして、施行期日は、交付の日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(山根啓志君) 以上で、議案第22号及び議案第23号の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) お尋ねしますが、中身が長いんですけど、簡単に言うて、この条例の改正によるサービスの中身をどういうふうになるんかを、部長わかる範囲内で、サービスの中身は変わるんですかこれ、今までと。

○議長(山根啓志君) 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長(峰崎竜昌君) これは、サービスの中身が変わるわけではなく、今まで地域密着型でなかったものが地域密着に統合されたと、これまでは普通の通所介護というのは、県が指定とか管理を持つとったんですけれども、地域密着型になることによって、江田島市の管理になるというものでございます。

それとあわせて、通所介護の場合には、運営推進会議というのが義務づけられておりますので、その地域密着になることによって、それら運営推進会議のほうも義務化されたというものでございます。

サービスの内容は変わっておりません。

以上です。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第22号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第22号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第23号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第24号

○議長(山根啓志君) 日程第20、議案第24号 土地の取得についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第24号 土地の取得についてでございます。

旧江田島小学校跡地ほかの国有地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第24号について説明いたします。

本議案は、平成29年度において、新築工事を予定しております仮称認定こども園えたじま及び江田島市子育て支援センターの用地等として、中国財務局に取得要望していたものについて、この協議が整いましたので、取得のため本会で議会の議決を求めるものでございます。

議案書の159ページをお願いします。

1、土地の取得目的は、仮称認定こども園えたじま及び江田島市子育て支援センターの用地などとして。

2、土地の所在等でございますが、江田島市江田島町中央四丁目18656番14、地目は学校用地で、1万259.00平米。江田島市江田島町中央四丁目18656番15、地目は宅地で447.19平米。江田島市江田島町中央四丁目18656番4、地目は宅地で911.79平米の合計1万1,617.98平米でございます。

3、取得金額は、2億200万円。

4、取得先は、財務省（中国財務局）でございます。

なお、参考資料としまして、160ページには、取得する土地の位置図、航空写真及び根拠規定を添付し、本日追加資料としまして、土地利用計画図案を議場配付させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、この件については、平成26年の12月に私が一般質問をして、前向きに購入を前提に検討するということございまして、ようやくここまでたどり着いたわけなんですけど、それで聞きたいのは、財務局へ協議にいつごろから入って、どれぐらい交渉されて、仮契約ですね、大体契約が整ったのがいつごろで、その間の金額等の交渉もされたんだろうと思うんですが、こちらの経過をお願いしたいと思います。

もう1点目が、この参考資料でいただきましたが、緑の部分が約3,300平方メートル、案として出てるんですが、すなわち、ここが鷺部公園の代替地言うんですか、消防庁舎は約4,000平米要るんだという説明であったんですが、3,300ぐらいで消防庁舎はできるんだという理解でよろしんでしょうか。

以上、2点をお願いします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 1点目の御質問、土地の取得までの経過についてということでしたので、少し時系列で説明をさせていただきますので、長くなるどころにつきましては、御容赦願えればと思います。

まず、先ほど山本議員が述べていただいたとおり、平成26年12月に土地の取得について検討してはどうかという御提言をいただきましたので、それに基づきまして、まず、内部でこのプロジェクトに着手しましたのが、平成27年2月からでございます。この折に、まずは、旧江田島小学校用地と旧江能広域事務所跡地の鑑定評価をいただきました。このときの、この時点の鑑定評価額が旧江田島小学校跡地については、2億860万円、江能広域事務所跡地については、1,980万円の平成27年1月1日時点の鑑定評価を得ました。

この数字をまずもとに、市長協議を行いまして、旧江田島小跡地については、3分の1について時価購入、3分の2については無償貸し付けを受けることについて、まず財務局と協議を行おうということで、協議を進めてまいりました。

財務局と協議に入りましたのが、平成27年の6月2日、ここから協議に入ってまいりましたが、この時点では、議会の平成27年6月12日の議会の全員協議会でも報告をさせていただいておりますが、認定こども園については、3分の1を時価購入し、3分の2を無償貸し付けしていただく、公園部分についても、3分の1を時価購入し、3分の2については、無償貸し付けでさせていただくということで協議を進めてまいりました。しかしながら、平成27年の7月にまいりまして、無償貸し付けでお願いしたいということで話をしておりましたが、この無償貸し付けの定義が厳しくなりまして、無償貸し付けという用語は使うけれども、先ほど説明しましたように、3分の1は買っていただいて、3分の2が無償貸し付けだよということで、取得要望の変更の提出を求められました。

この後、10月になりまして、今度は認定こども園が無償貸し付けの対象の施設であるということがあったんですけれども、10月の時点になって、江田島市さんが取り組む認定こども園については、統合保育園であるから、国有地の優遇措置は受けられないということが、財務省のほうからございました。ですので、この時点に至って、認定こども園が優遇措置の対象にはならないということを財務省のほうから通告を受けましたので、購入に向けて内部で調整を図ってまいりました。

平成27年12月には、認定こども園が優遇措置の対象にはならないということで、用地の取得の中でいろいろな制限があることよりも、ここは一括購入したほうが、将来有効活用ができるのではないかという当時の田中市長と副市長の御判断のもと、今後の土地利用に支障がないようにするために、旧江田島小学校については、時価購入をしようということを決めいただきました。

この決定の内容については、平成28年1月21日の市議会全員協議会において、旧江田島小学校の跡地を時価購入をする。その時価購入額については、鑑定評価額に基づいて、約2億円を見込んでおるということをこの28年1月の全員協議会で報告をさせ

ていただいた後、平成28年3月7日に中国財務局に対しまして、全部を時価購入したいという旨を通知をさせていただきました。

この本市の平成28年3月7日の時価購入の要望に対して、中国財務局では、平成28年11月7日に第117回国有財産中国地方審議会という国が定める審議会に答申を求めて、旧江田島小学校跡地を江田島市に時価売り払いすることを適当とする旨の答申を得て、本日に至っておるところでございます。

議員お尋ねの仮契約についてでございますが、国と地方自治体の土地の取得に関しては、仮契約という定義がございませんで、本日、この議会をもって土地の取得について、よしとする旨の議決をいただいた後に、契約の手續に移行するという運びになっております。

大変長くなりましたが、経緯については以上でございます。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 議員からお尋ねのもう一つの利用計画図で緑色に着色した3,300平米土地の利用と、利用計画ということでございます。

現在、議員御指摘のとおり、消防本部の設計のほう行っております。

この消防本部のほうについては、現時点では、約4,000平米の敷地が必要であるというふうに想定はしてございますけれども、現在、この基本検討業務を実施しております。その中で必要な敷地面積は精査することというふうにしております。

また、子育て支援センター、オレンジ色で着色してある部分ですけれども、こちらもこの位置に置いてはどうかという見込みのものでございますので、確定したものではありません。

こうした状況を踏まえまして、基本検討業務の成果、結果等も踏まえて、適切な配置になるように調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 13時48分）

（再開 13時50分）

○議長（山根啓志君） 休憩を解きます。

木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） すみません。ちょっと説明が足らなかったんですけども、この緑色の部分は、消防本部が鷺部公園に建設されるという前提のもとにその鷺部公園が都市計画決定をされた公園でございますので、代替地を求める必要がございます。その鷺部公園の代替施設として、こちらの小学校跡地の緑色の部分を現在想定しているところでございます。

鷺部公園の代替施設と必要な面積といたしますが、消防本部で必要とする面積、これが消防敷地のほうに変更されますので、その変更による面積分だけがこちらのほうに公園として必要な面積ということになります。その必要な面積が消防本部で必要な敷地と同じになるということですので、少し消防本部のほうの説明をさせていただきましたが、鷺部公園の代替施設として必要な面積が、現在、4,000平米ではございますけれども、

面積の確定については、現在、精査中ということになります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 結局、消防庁舎は代替用地、ここに建てるのではなしに、驚部の公園のほうへ、それのところでんで、ここへ来るんだということで、私も理解しておるんですが、それと、さっき総務部長のほうから説明がありました。大変御苦勞なされたんだなというふうに思います。

それで、減免の話もされておるようでございます。

今、説明受ければ、財務局のほうの審議会が28年の11月の7日だというふうにお聞きしたわけなんです、そのときに決定したということで理解してええわけですね。その後、用途が公園とかいう形が決定したと、いう考え方でよろしんでしょうね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員おっしゃっていただいたとおり、私どもが申請したのが3月7日、国が決定していただいたのが11月7日でございますので、時系列で申しますと、消防を建てなければならないということを決めて、議会に説明させていただいたのが、平成28年の10月の段階でございましたので、私どものほうではもう既に、国の審査に付した段階で、消防の庁舎は建てなければならないなということを決めたのが10月でございましたので、この時点でまた計画変更を出すということになりますと、これからまだ、1年2カ月の期間を要するというふうに国におっしゃっていただきましたので、この時期での変更は困難ということで判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） お尋ねします。

鑑定評価をされとるということで、これは、江田島市のほうで鑑定評価をされましたか、ということですね。それで、鑑定評価の時期が、平成27年の1月とおっしゃいました。私が気になるのが、この鑑定評価をもとに、価格決定、これが時価決定ということになるんです。そこらあたり説明をしていただくということと、もう一つ、江田島小学校を解体したときに、あそこにはくいが打ってありました。そのくいの除去作業をいつちよっと私記憶ないんですが、いつされたんかなということをお聞きしたいんです。

それから、鑑定評価の前なのか、鑑定評価の後なのかによって、私は評価額が随分変わってくるというように思っております。お願いします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 平成26年12月に山本秀男議員から御提案をいただいて、一番最初にとった鑑定評価は27年1月1日、これが先ほど説明させていただいたものですが、平成28年3月7日に取得要望を出しまして、取得の見込みが立った段階で、直近のもので鑑定評価をとったものが、平成28年12月1日の鑑定評価でございます、これがもとで財務局とのほうとは見積もり合わせの協議をさせていただいております。

平成28年12月1日時点の評価額については、旧江田島小学校跡地が1億9,190万円、これは27年の初回から8%の減でございます。

旧江能広域事務組合事務所の跡地が1,820万円で、初回から8.2%の減でございますので、見積もり合わせで財務省と協議をさせていただいたもとなる数字は、この平成28年12月1日時点の鑑定評価額でございます。

そして、初回にとった平成27年1月1日の鑑定評価時点では、既にくいは抜き去られておりましたので、その状態での鑑定評価というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ちなみに、江田島市としては、28年12月に最終鑑定評価した。国も鑑定評価されとるんですか、それとの比較をされた資料等はあるんですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 見積もり合わせという言葉を使っておりますので、なかなかわかりづらいんですけども、結論から申しますと、国がとった鑑定評価に基づいた額で交渉しながら、購入をさせていただくということになりますので、私どもがとった鑑定評価は、1億9,190万円の鑑定評価に対して、購入価格が1億9,100万円で購入をさせていただき、旧江能広域事務組合の事務所跡地については、1,820万円の鑑定評価に対して、1,100万円、これは、借地権控除、もともとあそこを貸していただいて、これまでずっと賃料を払っておりますので、それで大きく控除を受けることができますので、鑑定評価1,820万円に対して、1,100万円で今回購入のための協議が整ったというところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。今、借地権控除という言葉が使われました。旧江田島小学校のときには、あそこは借地料はなかったんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 大変申しわけありません。ただいま手元にその資料を持っておりませんが、学校用地ということでありますので、相当の控除を優遇していたのではないかというふうに思慮いたします。

後ほどまた答えさせていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 13時58分）

（再開 14時12分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 準備不足で大変御迷惑をおかけしております。

先ほどお尋ねをいただいた有償貸し付けの金額でございますが、年額が498万円、平米当たり465円の金額となります。

解体についてのお尋ねもございましたが、解体工事については、平成22年度に解体工事を行っておりまして、校舎とくいを除却する工事が、8,043万円、体育館とくいと外構を撤去する工事が2,488万5,000円の合計1億531万5,000円。この解体撤去の工事を平成22年度に完了した後、平成23年3月30日に財務省のほうに土地を返却をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。先ほど、借地権控除という言葉ございました。旧江田島小学校が、あそこに建設して何年かわかりませんが、数十年はやはりこれだけの年額約500万程度の借地料を払っておりますので、幾ら23年に返しておるといっても、それまでの実績というのを考慮をしてもらえないものかどうか、そこらあたりは交渉はされたんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） あくまでも国の鑑定評価というものが、現時点での評価ということで交渉となりますので、江能広域事務組合については、まだ現に事務組合の建物が建っており、借地料を払っておりますので、借地控除を受けることがないましたが、江小跡地については、更地に解体して学校用地であったものが宅地並み課税になっての鑑定評価という形でございますので、その部分の考慮はかないませんでした。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、2日目は明日午後1時半に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

（散会 14時15分）